

芦教生第451号

平成27年8月6日

芦屋市文化財保護審議会

会長 安部 みき子 様

芦屋市教育委員会

教育長 福岡 憲助

芦屋市指定文化財の指定について（諮問）

芦屋市文化財保護条例（平成元年芦屋市条例第7号）第5条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

芦屋市指定文化財の指定について

2 諮問の理由

本市にとって特に文化的価値の高いものを芦屋市指定文化財として指定しようとするため。

3 指定候補資料

別紙，芦屋市指定文化財指定諮問書のとおり

以上

芦屋市指定文化財指定候補

名 称 芦屋神社境内古墳  
(あしやじんじゃけいだいこふん)

種 別 芦屋市指定史跡

その他特記事項  
なし

（指定）

第5条 教育委員会は、本市の区域内に存する文化財のうち、国又は県の指定を受けた文化財を除き、本市にとって特に文化的価値の高いものを芦屋市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、当該文化財の所有者の申請によるもののほか、あらかじめ当該文化財の所有者の同意を得て行うものとする。ただし、当該文化財の所有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の規定により市指定文化財の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該文化財の所有者に通知しなければならない。

（審議会）

第13条 教育委員会に芦屋市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市指定文化財の指定及びその指定の解除その他文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。